

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和元年7月26日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大東紡ショッピングセンター 駿東郡清水町玉川61-2ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイトウボウ株式会社 東京都中央区日本橋本町一丁目6-1 代表取締役 山内一裕

株式会社エンチャー 富士市中央町二丁目12-12 代表取締役 遠藤健夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 26,931.96平方メートル

(変更後) 43,259.17平方メートル

(2) 施設の配置に関する事項（位置については縦覧に供する届出書類に示すとおり。）

項目	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	1,654台	2,464台
駐輪場の位置及び収容台数	411台	664台
荷さばき施設の位置及び面積	686.00平方メートル	1,047.69平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	153.20立方メートル	395.26立方メートル

(3) 施設の運営方法に関する事項（位置については縦覧に供する届出書類に示すとおり。）

項目		変更前	変更後
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大東紡ショッピングセンター部	6:30~24:00	6:30~20:00
	サントムーン柿田川アネックス部	—	9:00~21:00
	(仮称)新棟部	—	10:00~22:00
来客が駐車場を利用できる時間帯	大東紡ショッピングセンター部	6:15~24:30	変更なし
	サントムーン柿田川アネックス部	—	8:30~21:30
	(仮称)新棟部	—	9:30~22:30
駐車場の自動車の出入口の数及び位置		8箇所	14箇所

荷さばきを行うことができる 時間帯	大東紡ショッピング センター部	4:00～20:00	変更なし
	サントムーン柿田川 アネックス部	—	7:00～21:00
	(仮称) 新棟部	—	9:00～18:00

4 変更年月日

令和2年3月18日

5 届出年月日

令和元年7月17日